

随意契約理由書

1 案件名称

事業系ごみの減量推進に関するセミナーの企画運營業務委託

2 契約相手方

特定非営利活動法人ごみゼロネット大阪

3 随意契約理由

本業務は、具体的なテーマや構成、進行、講師（コーディネーター、パネリスト等）の選択、見学施設の選択等、セミナー内容の企画とその実施であることから、競争入札に付すことができない。

このため、本業務の契約にあたっては、コンペ方式を採用することとし、環境局ホームページ上にて企画提案を募集、6月19日に事業系ごみの減量推進に関するセミナーの実施にかかる公募型企画提案コンペ選定委員会を開催し、申請のあった団体の企画案について各委員が採点を行い、上記業者の企画案が優れているとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課 （電話番号 06-6630-3271）

随意契約理由書

1 案件名称

スマートコミュニティ実証事業コーディネート等業務委託

2 契約相手方

ダン・建築機能・地域交通・NTT ファシリティーズ 特別共同企業体
代表者 株式会社ダン計画研究所

3 随意契約理由書

本業務は、平成 23 年度に策定した事業計画に基づき実証事業を推進するためのコーディネート等の業務を委託するものであるが、平成 23 年度に計画策定を委託するにあたって企画提案型競争入札を実施しており、上記事業者からは、熱・電気の双方向需給や小型下水発電の導入など、これまでに事例の無い、独自の技術とこれを中核とする新たな地域エネルギーシステムに関する提案がなされた。

この事業計画に基づき、平成 24 年度から実証事業を行い平成 25 年度についても引き続き行うものであるが、当該事業者でなければ事業進捗のためのコーディネートや技術上の課題解決等ができない、非定型かつ創造力を要する業務であることから、上記事業者と契約しなければ事業目的が達成できない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策グループ
(電話番号 06-6630-3483)

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ユニキャリア株式会社

3 随意契約理由

別表資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設におけるショベルローダーについては、中継地や中継施設の円滑な運営を行い、資源ごみや容器包装プラスチックの収集・輸送体制を構築するためにも、定期的な整備を行う必要がある。

この整備について、当該ショベルローダーはユニキャリア株式会社製であるが、資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設で使用しているこれらショベルローダーは、当局車両により次々と搬入される資源ごみや容器包装プラスチックを大量かつ頻繁にストックヤードへ整理を行ったり業者の搬出用トラックへ積み込んだりするため、作業性を考慮した仕様により当局が発注し、同社が独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造になっている。このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分については、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回、労働安全衛生規則第 151 条の 31 に基づき自主検査を行うものであるが、これは 1 年以内ごとに 1 回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものである。この事項内には油圧系検査箇所が含まれており、また、この定期自主検査時に、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるため、総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うこととしており、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行ってもらうこととなる。加えて、この際には特殊部品の交換を伴うこともあるため、このようなメンテナンスに対応していくには事後の性能を確保する観点を含め、独自技術を伴うものであるため、自社製品に対する独自の技術を認識し、整備を行い、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるユニキャリア（株）のみが対応が可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

【別表】 ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
鶴見資源ごみ中継地	ユニキャリア(株)	LD10	58B0000573
鶴見容器包装プラス チック中継施設	ユニキャリア(株)	LD10	58B0000687
東淀容器包装プラス チック中継施設	ユニキャリア(株)	SD25T8	58F01007
	ユニキャリア(株)	SD25T8	58F01008
西淀容器包装プラス チック中継施設	ユニキャリア(株)	LD10	58B0000689
	ユニキャリア(株)	LD10	58B0000670
平野容器包装プラス チック中継施設	ユニキャリア(株)	SD25T8	58B0000187
	ユニキャリア(株)	SD25T8	58B0000189

【参考】 労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3234)